

兵庫県公報

平成30年8月14日 火曜日 第3028号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	5
○異種目換地指定（同）	6
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○同上（同）	9
○同上（同）	9
○同上（同）	9
○公共測量が終了した旨の通知（同）	10
○河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	10
○道路の位置指定（建築指導課）	10
公 告	
○私立専修学校の廃止認可（私学教育課）	10
○私立各種学校の廃止認可（同）	11
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	11
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	12
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○同上（同）	13
○落札者等の公示（管理課）	14
○随意契約の相手方等の公示（同）	14
収用委員会告示	
○収用の裁決手続開始決定	15

告 示

兵庫県告示第733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
薬局芦屋ファーマシー	芦屋市公光町9-7 モントルービル102	平成30年3月1日
芦屋たいらクリニック	同 市川西町6-19	同 年4月1日
デンタルクリニックツジ	同 市陽光町3-29	同
ハーモニー薬局	同 市川西町6-19-102	同
芦屋Rいいだ内科クリニック	同 市公光町11-5 芦屋山下ビル301	平成30年5月1日
松岡歯科クリニック	同 市大原町28-1 パルティール芦屋201	同
ウエルシア薬局ライフガーデン潮芦屋店	同 市海洋町8-2	同
いわみ眼科	同 市公光町11-5 芦屋山下ビル4階	平成30年6月1日
ただ歯科クリニック	伊丹市東野6-6	同 年5月1日
いちやま整形外科	同 市梅ノ木2-3-30	同 年6月1日
訪問看護ステーションもつと	同 市春日丘6-20-1 伊丹坂ハイツ105	同
やさか眼科クリニック	豊岡市日高町国分寺647-1	平成30年7月1日
スギ薬局宝殿店	加古川市米田町平津477-7	同 年6月1日
医療法人社団せの内科クリニック	赤穂市尾崎3158-6	同 年5月1日
訪問看護ステーション潤	宝塚市旭町2-12-24 鈴彩館102	同 年3月1日
はいたつ薬局	同 市売布2-9-13	同 年4月1日
さかい皮フ科クリニック	三木市別所町小林725-4	同 年5月1日
ユーアイ調剤薬局伊保店	高砂市伊保崎南7-15	同 年4月1日
たまだ泌尿器科クリニック	加西市北条町古坂7-117	同 年6月1日
すぎもとボーン・クリニック	篠山市味間新64-4	同 年5月1日
やまうち歯科	丹波市春日町朝日625-1	同 年4月1日
村瀬医院	美方郡香美町村岡区村岡347	同



兵庫県告示第734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
M&S 歯科クリニック	芦屋市大原町28-1 パルティール芦屋201	名称
すみなが小児科アレルギー科	加古川市平岡町新在家1371-4	同上
社会医療法人社団正峰会大山記念病院	西脇市黒田庄町田高313	同上
訪問看護ステーション雅	宝塚市泉町16-10	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
松岡歯科クリニック	芦屋市大原町28-1 パルティール芦屋2階
デンタルクリニックツジ	同 市陽光町3-29
薬局芦屋ファーマシー	同 市公光町9-7 モントルービル102
ハーモニー薬局	同 市業平町7-14
ウエルシア薬局ライフガーデン潮芦屋店	同 市海洋町8-2
いちやま整形外科	伊丹市梅ノ木2-3-30
キリン堂薬局加古川寺家町店	加古川市加古川町寺家町357-1
ゆりのき薬局東加古川店	同 市平岡町新在家1138-8 I N U I 東かこがわ駅北 B L D. 101
せの内科クリニック	赤穂市尾崎3158-6
医療法人桂誠会東野クリニック	宝塚市山本東3-11-25
さかい皮フ科クリニック	三木市別所町小林725-4
ユーアイ調剤薬局伊保店	高砂市伊保崎南7-15
いずみ泌尿器科	加西市北条町古坂7-117
すぎもとボーン・クリニック	篠山市味間新64-4
やまうち歯科	丹波市春日町朝日625-1
トナカイクリニック整形外科・リハビリテーション	加古郡播磨町南野添3-10-11
村瀬医院	美方郡香美町村岡区村岡347



兵庫県告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日

老人保健施設エルステイ芦屋	芦屋市浜町12-3	社会福祉法人かんでん福祉事業団	芦屋市浜町12-3	平成30年4月1日
朝来市健康・福祉拠点施設デイサービスあすなる	朝来市和田山町竹田2063-3	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	神戸市西区曙町1070	同 年3月1日



兵庫県告示第736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成30年8月14日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ゆい・まある株式会社	たつの市龍野町堂本368-1	ゆい・まある株式会社	たつの市龍野町富永1005-33	所在地
春日ふく機能訓練センター	丹波市氷上町成松149-1	機能訓練株式会社	篠山市黒岡316-10	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
有限会社あいサポート	洲本市下賀茂2-5-81	有限会社あいサポート	洲本市下賀茂2-5-81
あいサポート居宅介護支援事業所	同 上	同 上	同 上
松岡歯科クリニック	芦屋市大原町28-1 パルティー芦屋2階	松 岡 伸 輔	芦屋市大原町28-1 パルティー芦屋2階
いちやま整形外科	伊丹市梅ノ木2-3-30	一 山 茂 樹	伊丹市梅ノ木2-3-30
デイサービスひより	加東市天神604	社会福祉法人日の出福祉会	加古郡稲美町国安1256
東条診療所	同 市新定559-1	富 本 忍	加古川市平岡町新在家2066-94

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
アースサポート加古川	加古川市加古川町栗津253-9	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14



兵庫県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によ

り、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日
甲 斐 雄 樹	芦屋市岩園町40-14	ゆかい治療院	芦屋市岩園町40-14	平成30年 5月18日
長 原 利 明	西宮市北名次町13-22-402	長原整骨院	同 市大榭町 3-16-101	同 年 6月 1日
金 田 寂	川西市向陽台 3-11-32	KE i ROW伊丹ステーション	伊丹市荒牧 6-18-1 クレセントコート101号	同 年 5月22日
田 中 隆太郎	加古川市平岡町一色675-3	たなか鍼灸接骨院	加古川市平岡町一色675-3	同 月17日
井 戸 康 徳	同 市尾上町口里301-3	いど整骨院	同 市別府町朝日町41-3	平成30年 3月22日
金(松田)香 東	川辺郡猪名川町白金 2-3-64	まつだ鍼灸接骨院	宝塚市雲雀丘 2-1-3-105	同 年 4月24日
鵜 野 健 太	三木市志染町青山 5-5-5	鵜野接骨院	小野市本町 1-70-22	同 年 6月 6日
鵜 野 篤 史	小野市本町 1-70-4	同 上	同 上	同
大 橋 昌 浩	姫路市上手野278-1-205	おおはら整骨院	揖保郡太子町東保271-1	平成30年 6月 1日



兵庫県告示第738号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	変更内容
林 祥 子	尼崎市戸ノ内町 1-1-25	すみれ治療院	宝塚市すみれガ丘 3-6-1-1016	名称
橋 本 誠 二	伊丹市瑞穂町 5-77-2	同 上	同 上	同上

2 廃止の届出があった指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地
鵜 野 伸 也	小野市本町 1-70-22	鵜野接骨院	小野市本町 1-70-22



兵庫県告示第739号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年 7月31日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方

裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	清水新田地区	平成30年 8月14日から 同 年 9月 3日まで	明石市役所
同 上	弟池地区	同 上	高砂市役所
同 上	新池（久留麻）地区	同 上	淡路市役所



兵庫県告示第740号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））国衙地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については、非農用地区域に換地する土地として指定した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市	大字	字	地番	地目	用途	地積（㎡）
南あわじ市	神代國衙	長手	392—1	田	田	250



兵庫県告示第741号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
工場長 相 田 聡
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		
能 力	2,000枚/日		300枚/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	な し		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	3～6	3～6	2～5	2～5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20	10	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	25	15	25
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	15	25	15	25
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	172	215	30	43	
ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	26	26	75	75	

備考 既設特定施設を廃止するとともに、汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (NO. 3)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (NO. 4)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (NO. 5)	
27枚/日		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
2～3	2～3	2～3	2～3	11～13	11～13
125	125	42	42	1	1
34	34	12	12	1	1
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
124	124	295	295	—	—
1	1	1	1	1	1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年 8月14日から同年 9月 4日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



兵庫県告示第742号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
平成30年 8月 1日から平成31年 2月28日まで
- 3 作業地域
神戸市の一部



兵庫県告示第743号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年 7月25日から同年 9月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市塚口町一丁目地内



兵庫県告示第744号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年 7月30日から同年 9月29日まで
- 3 作業地域
尼崎市東海岸町地内



兵庫県告示第745号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐用町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間

平成30年 8月 1日から平成31年 3月25日まで

- 3 作業地域
佐用町の一部



兵庫県告示第746号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年 6月 9日から同年 7月10日まで
- 3 作業地域
尼崎市塚口本町三丁目地内



兵庫県告示第747号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて、平成30年 8月14日から2週間縦覧に供する。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称
二級河川瀬戸川水系瀬戸川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年 8月14日
- 3 廃川敷地等の位置
明石市魚住町西岡字西見里1115番 6
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地
数量 36.38平方メートル



兵庫県告示第748号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29淡路位置 0012号	30. 7. 31	南あわじ市市善光寺字高木99番 2の一部、99番 3の一部、99番 6の一部	5.00	130.75 21.20

公 告

私立専修学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の廃止を平成30年 8月 2日に認可した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
神戸服飾専門学校	西宮市南昭和町 1—19	石 田 篤 子	平成30年 8月 2日



私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成30年 8月 2日に認可した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
八幡服装学園	明石市朝霧町 1 丁目 38—18	八 幡 舒 子	平成30年 8月 2日



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
朝霧東町 (104000030)	明石市朝霧東町 3 丁目（別図 1 のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図 1 は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年 8月22日（水）から同年 9月 5日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所及び明石市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97—1

(3) 提出期限

平成30年 9月 5日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年11月 5日（月）までに、3 に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東野町(2) I (104000013)	明石市東野町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
人丸町II (104000017)	明石市人丸町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
朝霧東町 (104000030)	明石市朝霧東町3丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

（別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年 8月22日（水）から同年 9月 5日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所及び明石市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

(3) 提出期限

平成30年 9月 5日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年11月 5日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市梅井三丁目467番1、467番2、468番の一部、481番5の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市飾磨区中浜町三丁目95番地の1

株式会社金沢土地 代表取締役 金 澤 正 直

- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 8月30日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-16号（29高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町米田字上新田1001番6、1001番16の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市二見町西二見16番地の1
株式会社兵庫ハウジングサービス 代表取締役 淵 脇 州 平
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 6月12日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-25-2号（29高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町西野添五丁目30番、32番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市南駅前町26番地
大和ハウス工業株式会社姫路支店 支配人 小久保 雅 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 3月26日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-40号（29播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市塩屋字畑ノ元2783番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市中地南町82番地の1
オーエイハウジング有限公司 代表取締役 横 山 英 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 6月25日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-26-2号（29赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成30年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町福崎新字戸崎362番 1、363番 1、364番、367番 3、367番 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市網干区垣内中町162番地 2
永 岡 龍 一
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 6月26日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－40－2 号（29福崎）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年 8月14日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立特別支援学校中型スクールバス 6 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成30年 7月24日
- 4 落札者の名称及び住所
いすゞ自動車近畿株式会社 神戸市東灘区向洋町西 4 丁目 4 号
- 5 落札金額
93, 441, 600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年 6月 8 日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年 8月14日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
胃がん集団検診車 1 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
平成30年 7月27日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町 5 丁目 4 番 8 号
- 5 随意契約に係る契約金額
57, 974, 400円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 入札公告をした日

平成30年 6月 1日

- 8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年 8月14日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

- 1 起業者の名称

神崎郡福崎町

- 2 事業の種類

町道福崎駅田原線新設工事（兵庫県神崎郡福崎町福田字藤井地内から同町福田字町田地内まで）

- 3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年 7月30日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地							土 地 所 有 者			土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	使用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
神崎郡福崎町福田宇藤井	343番3	宅地	m ² 300.17	m ² 300.16	m ² 8.97 (注1)	m ² 3.57 (注2)	吉田輝子 ただし、土地登記簿上の表示 吉田輝子	神崎郡福崎町福田343番地3	なし	—	—	

(注1) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
 (注2) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑤、⑥、④、③、②及び⑤の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

